

個人番号を入力した方

令和 7 年 (2025 年) 7 月 16 日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道大麻高等学校長 岩 崎 弘 之

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の確認のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方は、毎年 6 月頃に所得情報が更新されるため、これに基づいて収入状況の確認を行います。すでに個人番号を登録済みの方は、個人番号を利用し、確認作業を行うため、基本的に手続不要です。（学校担当者が就学支援金の継続意向登録と臨時支援金への登録作業を行います。）

ただし、保護者等に変更があった場合や、令和 6 年 1 月 1 日現在の課税地から令和 7 年 1 月 1 日現在の課税地に変更があった場合は、期日までに申し出てください。

記

1 申し出期限及び連絡先

- (1) 申し出期限 **令和 7 年 (2025 年) 7 月 24 日 (木) まで**
- (2) 連絡先 北海道大麻高等学校 事務室
就学支援金担当：山本
連絡先：011-387-1661
平日の 8 時 30 分から 16 時 30 分まで

2 留意事項

- (1) 確認の結果、次の計算式による算出額が 30 万 4,200 円以上となった場合は、就学支援金ではなく、臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6 % - 市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。

※支給対象となる生徒本人が平成 21 年 1 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から 33 万円を控除して計算する。

- (2) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7 月分から授業料を納めていただきます。
- (3) 確認の結果については、確認され次第文書でお知らせします。
- (4) 保護者等の人数に変更があった場合は、事務室までご連絡ください。
- (5) その他不明な点がある場合は、事務室までご連絡ください。